

発議第 3号

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成28年12月14日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真  
" " 小林 くにこ

賛成者 江差町議会議員 室 井 正 行  
" " 萩 原 徹  
" " 小 梅 洋 子  
" " 塚 本 眞

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

## 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として、子ども医療費助成制度がすべての都道府県、すべての市区町村において実施されています。しかし、今、子ども医療費助成制度を現物給付方式とすることが求められています。

医療費助成の償還払い方式においては、患者は窓口でいったん一部負担金を支払い、償還されるのは2か月後であり、受診抑制を招いています。一方、現物給付方式においては、窓口での支払が不要であり、受診抑制を来すことなく助成を受けることができます。よって、受診抑制を来さない現物給付方式創設が求められます。

ところが、償還払い方式から現物給付方式への変更を妨げている要因に、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定があります。この規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は、国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上、支障を来しているばかりか、政府が推進する少子化対策に矛盾しています。

よって、政府は、子ども医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月14日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫